

# スーパープレミアム商品券 取扱店の主なルール

7つのルールをご理解いただき、商品券の取扱店の登録をお願いいたします。  
詳細なルールにつきましては、ご登録いただいたお店には6月中旬頃に詳しい資料やポスター等をお送りして、お知らせいたします。

## ルール1（商品券が使える商品等）

商品券は、原則として、取扱店のすべての商品・サービス（特売品、値引き商品等を含む）の支払いに利用できるものとし、おつりは出ません。

ただし、次のものには使用できません。

**※商品券の裏にも記載予定**

### ・換金性の高いもの

（ビール券・図書券・文具券・ギフト券等の各種商品券、切手・印紙・プリペイドカード等）

- ・風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- ・国や地方公共団体への支払い、公共料金の支払い
- ・医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- ・たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ・自社商品の購入
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするものの内、有効期限が平成27年12月31日を超えるもの
- ・その他、各取扱店が指定するもの

## ルール2（取扱店登録手数料）

取扱店手数料は、以下のとおりです。

### ①大型店（営業床面積が1,000㎡を超える店舗）の場合

横須賀商工会議所の会員であることが必須で、手数料は無料です。

### ②大型店以外の場合

- ・横須賀商工会議所の会員若しくは、商店街の会員の場合、手数料は無料です。
- ・横須賀商工会議所若しくは、商店街の会員でない場合、手数料として5,000円をいただきます。

### ルール3（商品券の換金）

取扱店は、取扱金融機関（湘南信用金庫、かながわ信用金庫の横須賀市内の本・支店）の口座が必要です。

取扱金融機関に口座がない場合は、新たに口座を開設していただきますので、新たに口座を開設する場合は、事前に取扱金融機関にお問い合わせください。

取扱店は、受け取った商品券全ての裏面に店名を記載し、かつ商品券の右隅を斜めに切り取ったうえで、100枚ごとに輪ゴムでまとめ、換金期間内に口座のあります取扱金融機関に「換金依頼書」「登録証明書（コピー可）」と一緒にその使用済み商品券を持って換金手続きを行いますと、翌々営業日までに金額が口座に入金されます。なお、換金手数料は無料です。換金は、原則として週1回、最小限としてください。

また、換金期間を過ぎると商品券は換金できません。

#### （換金依頼書）

横須賀スーパープレミアム商品券 換金依頼書											
（加盟店控え）											
年	月	日	日	<input type="checkbox"/> 湘南信用金庫 <input type="checkbox"/> かながわ信用金庫							
店番	種別	口座番号	換金請求額 ①+②			百	十	千	百	十	円
お名前			商品券合計枚数 ①+②			枚					
加盟店登録番号 No.			（請求金額の内訳）								
			① A専用券	枚	百	十	千	百	十	円	
			② A・B共通券	枚	百	十	千	百	十	円	
横須賀商工会議所											

#### 換金期間

平成27年7月6日（月）から

平成28年1月15日（金）まで

### ルール4（商品券の悪用等）

取扱店が自分で購入した商品券の換金は禁止します。

また、取扱店は、偽造されたとわかる券、不正に使用されていることが明らかな券の受け取りを拒否し、速やかに横須賀商工会議所に連絡していただきます。

### ルール5（取扱店であることの表示）

取扱店は、取扱店用ポスター及びステッカーを見やすい場所に掲示していただきます。

また、独自の工夫（のぼり、チラシなど）を行って、商品券の取扱店であることのPRに努めてください。

### ルール6（商品券の利用限度額）

利用限度額を設けなくて構いません。なお、もし利用限度額を設定した場合は、取扱店用ポスターと同様に見やすい場所に掲示してください。

### ルール7（お客様へのサービス）

取扱店は、商品券ご利用のお客様に店独自の割引やサービスの実施に努めてください。

### ご注意

取扱店が、ルールに違反する行為を行った場合は、取扱店の登録を取り消す場合があります。

# スーパープレミアム商品券

## お客様に告知する主なルール

### スーパープレミアム商品券の使用上のご注意

- 1 市内の商品券取扱店でのみ使用していただけます。
- 2 次のものには商品券は使用できません。
  - ・換金性の高いもの  
(ビール券・図書券・文具券・ギフト券等の各種商品券、切手・印紙・プリペイドカード等)
  - ・風俗営業にかかるもの
  - ・国や地方公共団体への支払い、公共料金の支払い
  - ・医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)
  - ・たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
  - ・自社商品の購買
  - ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
  - ・現金との換金、金融機関への預け入れ
  - ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産や資産性の高いもの(自動車)に関わる支払い
  - ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
  - ・会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするものの内、有効期限が平成27年12月31日を超えるもの
  - ・その他、各取扱店が指定するもの
- 3 有効期間があります。平成27年7月4日～同年12月31日有効期間を過ぎた商品券は、無効になります。
- 4 おつりは出ません。